

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第26号

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>(特定任期付職員の給与の特例等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期为めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td><u>376,000円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>[2～5 略]</p> <p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p>	号給	給料月額	1	<u>376,000円</u>	[略]	[略]	<p>(特定任期付職員の給与の特例等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期为めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td><u>375,000円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>[2～5 略]</p> <p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p>	号給	給料月額	1	<u>375,000円</u>	[略]	[略]
号給	給料月額												
1	<u>376,000円</u>												
[略]	[略]												
号給	給料月額												
1	<u>375,000円</u>												
[略]	[略]												

<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

第2条 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員</p>

<p>が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 令和4年4月1日から第1条の規定の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項及び第5項において「改正前の任期付職員条例」という。）第7条の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の任期付職員条例第7条の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

(施行日から令和5年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から令和5年3月31日までの間において、改正後の任期付職員条例第7条

の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の任期付職員条例第7条の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の任期付職員条例第7条の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。